

保安規定に基づく現場シーケンス訓練と兼ねる事業者防災訓練の実施
(評価及び検査の同時実施の成立性確認)
試行訓練実施に向けた検討方針について

2023.4.5

関西電力株式会社

1. 試行実施の目的

保安規定に基づく現場シーケンス訓練を事業者防災訓練としても実施し、規制庁殿による検査・評価を同時に実施することで、規制による関与の効率化・実効性向上を図ることができることを検証する。

2. 実施時期

2023.12.5 で計画済みの大飯発電所 3, 4 号機の現場シーケンス訓練において実施する。

ただし、今後の協議の結果、同時実施による検査・評価の両立および本訓練試行が事業者防災訓練の必要要件を満たさないという結論に至った場合、以下の方針によらない実施方法について議論させていただきたい。

3. 訓練の設計方針

現場シーケンス訓練の内容に、現場シーケンス訓練の有効性評価の成立性確認の合否判定および検査内容に影響を与えない範囲でシナリオを追加することで、シーケンス訓練の実施条件を成立させると同時に、事業者防災訓練の訓練評価も実施可能な訓練シナリオを作成する。

現場シーケンス訓練および事業者防災訓練の目的や実施方法を以下に示す。

<現場シーケンス訓練>

- 保安規定に定める重要事故シーケンス¹への対応に係る現場の対応手段およびそれに付随する指示・連絡・報告を実施する（添付 1）
- 現場の対応手段は、各対応手段に係る必要要員数のみで実施し、有効性評価の想定時間内に完了できることを確認する

<事業者防災訓練>

- 緊急時対策本部の要員に対して訓練を実施し、緊急時対応能力の検証および課題等の抽出を行う
- 原子力事業防災訓練（実用発電用原子炉）評価指標を用いて評価される（添付 2）

両訓練の目的を満足させるため、現場シーケンス訓練のシナリオを基本とし、事業者防災訓練として能力の検証や課題等の抽出を行えるようにマルファンクションや訓練メニューの追加を検討する。また、訓練の詳細設計においては、現場シーケンス訓練の前提条件と事業者訓練の前提条件を完全に一致させる必要はないものと考えている。

¹ 大飯発電所の場合、CV 過圧破損に SFP 想定事故 2 を組み込んだ全体成立性確認用シーケンスを用いる。また、このシーケンスに含まれない手順の確認もあわせて実施することで、重要事故シーケンスに係るすべての手順の成立性を確認している。

4. 課題

前述のマルファンクションや訓練メニューの追加にあたっては、以下のような制約事項がある。これらの制約事項を満足する範囲で、訓練に対する検査と評価を両立させる適切なシナリオを作成しなければならない。

a. 3,4号機のプラント状態や現場手段に係る変更は不可

現場シーケンス訓練では、保安規定に定める重要事故シーケンスに基づき、定められた手順を指示し、定められた要員数で実施することで、有効性評価の成立性確認を行っている。そのため、3,4号機のプラント状態や現場活動に係る変更は加えることができない。

b. 訓練統制への影響

前述の指揮者や他の訓練プレーヤが、現場シーケンス訓練の条件を逸脱する行動を行うことがないような状況設定に加え、そのような行動があった場合においても適切にコントローラが介入し現場シーケンス訓練への影響を回避できるよう慎重な訓練統制の計画が必要となる。この検討は、シナリオに加える変更程度の大きさに応じてより難しくなると思われる。

c. 訓練参加人数の増加による発電所運営への支障

現場シーケンス訓練は、その実施にプレーヤ、コントローラ等を含め120人規模の参加を要する訓練である。マルファンクションや訓練メニューの追加は、場合によっては訓練参加人数の大幅な増加につながり、発電所運営への支障が懸念される水準に達しかねない。このため、マルファンクションや訓練メニューの追加は、訓練参加人数への影響を考慮したものとしなければならない。

このように訓練シナリオの自由度は、通常の事業者防災訓練と比べて限定的となり、場合によっては一部の訓練評価指標について、通常の事業者防災訓練と同じように適用して評価することが困難となる可能性も否定できない。そのような場合においては、当該指標をC評価とするのではなく除外とすることや、今回の訓練試行に合わせて指標評価基準の見直しを行う等、個別指標の扱いについて、今後、議論させていただきたい。

5. 今後の進め方

まずは、前述の訓練設計の方針に基づき訓練範囲、訓練シナリオ、訓練体制の案を作成し、添付2の様式等を用いて、各評価指標を用いた評価実施の可否を評価し、ご提示する（5月中目途）。これにより訓練の実施イメージを共有するとともに、訓練実施までの検討課題と具体的なスケジュールを設定し、訓練準備を進めていくこととしたい。

また、本試行の目的である「検査・評価の同時実施による規制庁関与の効率化・実効性向上」のうち、原子力規制庁の試行・検証の内容についても、事業者の訓練試行イメージと整合するものか、今後確認いただきたい。

以上

添付1：大飯発電所3,4号機 現場シーケンス訓練シナリオ概要

添付2：原子力事業者防災訓練評価指標を用いた評価方法の確認様式

大飯3,4号機 現場シーケンス訓練シナリオ概要

経過時間	大飯1,2号機 (廃止措置段階)	大飯3号機 (定格熱出力一定運転中)		大飯4号機 (定格熱出力一定運転中)	
	イベント	イベント	EAL	イベント	EAL
	(前提) 事象発生に対し、有効性評価の必要要員(当直運転員、対策本部要員、緊急安全対策要員)のみで対応する。 有効性評価に登場しないD B設備 (ディーゼル消火ポンプ等) や特重施設には期待しない。				
0:00	・外部電源喪失	・原子炉自動停止 ・SBO+大LOCA発生	GE21, SE21 AL21, AL25 SE41, AL42	・原子炉自動停止 ・SBO+大LOCA発生	GE21, SE21 AL21, AL25 SE41, AL42
0:10頃	(本部要員は緊対所へ到着、EAL判断、通報実施) (当直運転員、緊急安全対策要員はSBO対応手順を開始)				
0:21		・炉心損傷 (炉心出口温度350℃超過、 CV高レベルアラート 1×10 ⁵ mSv超過) ・CV防護対応(事故時3部)開始	GE28 GE42 SE42	・炉心損傷 (炉心出口温度350℃超過、 CV高レベルアラート 1×10 ⁵ mSv超過) ・CV防護対応(事故時3部)開始	GE28 GE42 SE42
0:28		・空冷DG起動、非常用母線への給電開始		・空冷DG起動、非常用母線への給電開始	
0:30頃		・野外モニタ指示上昇	GE01 SE01	(同左)	
0:51		・恒設代替低圧注水ポンプによる代替格納容器スプレいの開始		・恒設代替低圧注水ポンプによる代替格納容器スプレいの開始	
1:00		・アニュラス空気浄化ファン起動		・アニュラス空気浄化ファン起動	
1:03		・B-CHP(自己冷)ディスタンスピース取替完了		・B-CHP(自己冷)ディスタンスピース取替完了	
1:24		・原子炉容器破損 ・B-CHP(自己冷)起動完了		・原子炉容器破損 ・B-CHP(自己冷)起動完了	
2:10		・中央制御室非常用循環系起動完了		・中央制御室非常用循環系起動完了	
8:00		・可搬式代替低圧注水ポンプ起動、代替CVスプレイ開始		・可搬式代替低圧注水ポンプ起動、代替CVスプレイ開始	
15:00		・大容量ポンプ起動、CV内自然対流冷却開始		・大容量ポンプ起動、CV内自然対流冷却開始	

原子力事業者防災訓練評価指標を用いた評価方法の確認様式

※ 令和5年度の事業者防災訓練に適用される評価指標が策定されれば、本様式へ反映する。

原子力事業者防災訓練（実用発電用原子炉） 評価指標（令和4年度）※							評価方法	
区分	No.	指標	基準			評価対象の考え方など		
			A	B	C			
情報共有・通報	1 【P】	情報共有のための情報フロー	前回訓練結果に対する分析・評価が行われ、全体を網羅した情報フローへ反映している	全体を網羅した情報フローを作成している	情報フローを作成しているものの、全体が網羅されていない又は 情報フローを作成していない	訓練実施前に、発電所、本店（即応センター）、ERCの3拠点間の情報フローの計画について確認する。 情報フローとは、5つの情報（①EALに関する情報、指標2に示す情報（②事故・プラントの状況、③進展予測と事故収束対応戦略、④戦略の進捗状況）、⑤ERCプラント班からの質問への回答）について、いつ、どこで、だれが、なにを、どんな目的で、どのように、の観点からみた、情報伝達の一連の流れをいう。 また、情報フローの確認に際しては、前回訓練での情報共有における課題に対する改善策を反映したものであるかを確認する。		
	2 【D】	ERCプラント班との情報共有	2-1 事故・プラントの状況	指標2については、2-1～2-3についてそれぞれ以下の基準により個別評価する。 a：必要な情報に不足や遅れがなく、積極的に情報共有が行われている b：特段の支障なく情報共有が行われている c：情報共有に支障があり、改善の余地がある その上で、以下により全体としての評価を決定する。 a a a →A：必要な情報に不足や遅れがなく、積極的に情報共有が行われている a a b又はa b b又はb b b →B：特段の支障なく情報共有が行われている 上記以外 →C：情報共有に支障があり、改善の余地がある			現在のプラントの状況、新たな事象の発生、線量の状況、負傷者の発生等の発生イベント、現況について、ERCプラント班との情報共有が十分であるか評価する。必要な情報に不足や遅れがなく即応センターから積極的に情報提供がされているかを評価する。	事象の進展や事故収束戦略・予測進展の変更といった状況変化時や、適時に施設全体を俯瞰した現況について、テレビ会議システム等での発話等により説明ができたかを評価の観点とする。 また、訓練実施後に行うERCプラント班要員へのアンケート結果も踏まえ評価に反映する。
			2-2 進展予測と事故収束対応戦略				事故の進展予測及びこれを踏まえた事故収束に向けた対応戦略（対応策）について、ERCプラント班との情報共有が十分であるか評価する。必要な情報に不足や遅れがなく即応センターから積極的に情報提供がされているかを評価する。	
			2-3 戦略の進捗状況				事故収束に向けた対応戦略（対応策）の進捗状況について、ERCプラント班との情報共有が十分であるか評価する。必要な情報に不足や遅れがなく即応センターから積極的に情報提供がされているかを評価する。	
	3 【D】	情報共有のためのツール等の活用	3-1 プラント情報表示システムの使用（ERSS又はSPDS等を使用した訓練の実施）	プラント情報表示システムの使用に習熟し、情報共有に活用した	特段の支障なく情報共有が行われている	情報共有に支障があり、改善の余地がある	実対応と同じプラント情報表示システムにおいて、ERCプラント班と即応センターが同様の画面（インターフェース）を使用してプラントパラメータ（プラント状態の説明、特定事象の説明、進展予測など）等の情報共有をしているかを評価する。 プラント情報表示システムとは、ERSS、SPDS、これと同等のプラント情報表示システム、又はこれに準ずるプラント情報表示システムのことであり、ERCプラント班と即応センターで同一の情報を同一のタイミングで同一の画面で情報共有できるものであって、かつ、ERCプラント班または即応センターがそれぞれに必要な時に必要な情報を自由に選択して入手できるものをいう。 また、訓練実施後に行うERCプラント班要員へのアンケート結果も踏まえ評価に反映する。	
			3-2 リエゾンの活動	情報共有に係る即応センターの補助ができていた	特段の支障なく情報共有が行われている	情報共有に支障があり、改善の余地がある	ERCプラント班に派遣されたリエゾンが、即応センターを補助するという目的に応じ事業者が定めるリエゾンの役割等を認識し、必要に応じ適時適切にERCプラント班に対し情報提供がなされているか、ERCプラント班の意向等を即応センター等に伝達しているか等、リエゾンの活動を評価する。 また、訓練実施後に行うERCプラント班要員へのアンケート結果も踏まえ評価に反映する。	
			3-3 COPの活用	COPがERCプラント班に共有され、情報共有に資した	特段の支障なく情報共有が行われている	情報共有に支障があり、改善の余地がある	ERCプラント班と即応センター間の情報共有において、COPを用い情報共有がなされているかを評価する。COPが更新されていない場合、手元にあるCOPに手書きで記載することなどにより速やかな情報共有がなされているかを評価する。 また、訓練実施後に行うERCプラント班要員へのアンケート結果も踏まえ評価に反映する。 ※COP：共通状況図のこと。事故・プラントの状況、進展予測と事故収束対応戦略、戦略の進捗状況について認識の共有のために作成される図表であって、各社で様式や名称は異なる。	
			3-4 ERC備付け資料の活用	情報共有において必要な際、備付け資料が活用されていた	特段の支障なく情報共有が行われている	情報共有に支障があり、改善の余地がある	ERCプラント班と即応センター間の情報共有において、ERC備付け資料を使用して情報共有をしているかを評価する。 また、訓練実施後に行うERCプラント班要員へのアンケート結果も踏まえ評価に反映する。	
	4 【D】	確実な通報・連絡の実施	①通報文の正確性 ②EAL判断根拠の説明 ③10条確認会議等の対応 ④第25条報告	4つ該当	3つ該当	2つ以下	特定事象発生通報（原災法第10条及び第15条事象）等、以下の点が適切かつ迅速に行われているか評価する。 ①特定事象発生通報のうち、緊急事態の遷移の判断となる第10条及び第15条事象に係る通報について、記載の誤記、漏れ等がないことを評価する。参考として、全ての通報、連絡及び報告について、誤記、記載漏れがあった場合に事業者がこれを見直し訂正報が確実に行われていることを確認する。 ②事業者がEAL判断時（緊急事態の遷移の判断となる第10条及び第15条に係る事象）に、通信機器（電話、テレビ会議システム等）においてERCプラント班に対し当該EALの判断根拠の説明が適切に行われたか評価する。 ③上記②のEAL判断後、ERCプラント班は事業者との10条確認会議、15条認定会議を開催するが、ERCプラント班からの会議招集に対し速やかに対応できたか、会議において組織を代表する者が発生事象、事象進展の予測、事故収束対応等の説明を適切かつ簡潔に行われたか評価する。 ④第25条報告が、事象の進展に応じ、適切な間隔とタイミングで継続して行われたか評価する。また、その報告内容（原子力事業者防災業務計画等に定めている項目（発生事象と対応の概要、プラント状況、放射性物質放出見通し及び放出状況、モニタ・気象情報など）の記載の有無）について評価する。	

原子力事業者防災訓練（実用発電用原子炉） 評価指標（令和4年度）※						
区分	No.	指標	基準			評価対象の考え方など
			A	B	C	
原子力事業者防災訓練の改善への取組	5 【P】	前回までの訓練の訓練課題を踏まえた訓練実施計画等の策定	訓練実施計画等が、前回までの訓練の課題について検証できる	訓練実施計画等が、一部前回までの訓練の課題について検証できない	訓練実施計画等が、前回までの訓練の課題について検証できない	訓練実施計画が、前回までの訓練の訓練結果を踏まえ、問題・課題に対する改善策が有効に機能するものであるか検証できる計画（訓練実施項目、訓練シナリオ等）となっているか、評価項目及び評価基準が設定されているか、中期計画等を含めて確認する。 また、訓練実施前に、訓練時における当該改善策の有効性を評価・確認の方法（例えば、訓練評価者が使用する評価チェックリスト（改善策の有効性を検証するための評価項目、評価基準などが明確になっているもの）が作成されていること）が明確になっているかを確認する。 なお、昨年度訓練終了以降から今年度の訓練実施計画策定に至るまでの要素訓練を含めたPDC Aの実績を確認する。
	6 【P】	シナリオの多様化・難度	難度が高く多様なシナリオに取り組んでいた	適度なシナリオであり、シナリオの多様化に努めていた	平易なシナリオであった	対応能力向上の幅を広げること及び訓練の緊張感維持のため、訓練プレーヤへ難度の高い課題を与えているか、シナリオの多様化に努めているかを確認する。 事業所の号機数と重大事故等を想定する号機数、EAL判断状況（数や密度）、発生事象の深刻度、発災原因（自然災害、機器故障など）、プラント状態、場面設定（時間、場所、気象、防災要員の体制、資機材の状態、計器の故障、人為的なミス、オフサイトセンターを想定した要員派遣と支援要請等への対応などプラント以外の状態）、これら要因の複数組み合わせ、シナリオ上の判断分岐となるポイントやマルファンクションの数、マルチエンディング方式の採用などから、シナリオの多様化・難度の取り組みについて総合的に確認する。
	7 【D】	現場実動訓練の実施	緊急時対策所と連携した事故シナリオに基づく現場実動訓練を1回以上実施（他原子力事業者評価者を受入れあり）かつ能力向上を促せるような工夫を凝らした訓練を実施	緊急時対策所と連携した事故シナリオに基づく現場実動訓練を1回以上実施（他原子力事業者評価者を受入れあり）	緊急時対策所と連携した事故シナリオに基づく現場実動訓練を1回以上実施（他原子力事業者評価者を受入れなし）又は緊急時対策所と連携した事故シナリオに基づかない現場実動訓練を実施	現場実動訓練の実施状況の評価する。 評価対象とする現場実動訓練は、総合訓練時に事故シナリオに基づき実施する緊急時対策所の活動と連携した現場実動訓練を対象とする。 総合訓練時を模擬し、緊急時対策所と連携した現場実動訓練を要素訓練や訓練シナリオ開発ワーキンググループ（II型訓練）等として実施する訓練も評価の対象に含める。 なお、プラントに対する訓練を対象とし、退避誘導訓練や原子力災害医療訓練等は含めない。
	8 【D】	広報活動 ①ERC広報班と連動したプレス対応 ②記者等の社外プレーヤの参加 ③他原子力事業者広報担当等の社外プレーヤの参加 ④模擬記者会見の実施 ⑤情報発信ツールを使った外部への情報発信	5つ該当	4つ該当	3つ以下	事故対策のための情報共有と対外広報活動のための情報共有を円滑に行うために、どの程度現実的な状況を模擬しているか評価する。 なお、②の記者等とはテレビや新聞の記者のほか、メディアトレーニングの講師なども対象とする。⑤の情報発信ツールについては、模擬HP掲載文を作成し、模擬HP等に掲載した場合にカウントする。 広報活動においては、要素訓練も評価の対象に含める。複数の原子力事業所を有する事業者であって、本店の広報班等が行う広報活動の内容が同一の場合に限り、他の原子力事業所の訓練を評価の対象に含める。
	9 【D】	後方支援活動 ①原子力事業者間の支援活動 ②原子力事業所災害対策支援拠点との連動 ③原子力緊急事態支援組織との連動	実動が3つ	実動が2～1	実動なし	事故収束活動において、原子力施設外からの支援を想定した実動の訓練の状況の評価する。実動とは、物資又は人の移動を伴い、かつ、移動先で物資や人を実際に機能させる訓練をいう（移動のみの場合は実動としない）。実動で訓練を行わない場合は実連絡を訓練で行っているか確認する。実連絡とは、実対応と同じ連絡先と情報のやり取りを実施することをいう。 後方支援活動においては、要素訓練も評価の対象に含める。
	10 【A】	訓練への視察など ①他原子力事業者への視察 ②自社訓練の視察受入れ ③ピアレビュー等の受入れ ④他原子力事業者の現場実動訓練への視察	4つ該当	3つ該当	2つ以下	訓練の改善のため、他社の訓練を参考にし、又は自社の訓練への視察やピアレビュー等を求めるといった取組について確認する。 ①は即応センターまたは緊急時対策所への視察を対象とする。②は同一訓練で即応センターと緊急時対策所の両方で受入れた場合に実績とする。③は原子力や防災に関連する第三者機関による評価のほか、他原子力事業者を訓練評価者として受け入れた場合も実績に含める（指標7の現場実動訓練は含めない）。④は指標7の現場実動訓練を1回以上視察した場合（評価者として参加した場合も含む）に実績とする。
	11 【C】 【A】	訓練結果の自己評価・分析 ①問題点から課題の抽出 ②原因分析 ③原因分析結果を踏まえた対策	①～③が実施されている	①及び②まで実施されている	①のみ実施	訓練実施及び訓練結果の自己評価において、適確に訓練における課題を抽出し、その課題に対する原因分析を行い、原因分析結果を踏まえた対策の検討が行われ、具体的な対策の方針を定めているか確認する。防災訓練実施結果報告書の記載により確認する。 ①については、問題点から本来どうすべきであったのか、所内ルール等と照らし何ができて何ができなかったのか分析した上で自主的に課題を抽出していること、②については、いわゆる「なぜなぜ分析」等が行われ原因を深掘りして分析されていることを確認する。 なお、訓練実施前に指標1で確認した情報フローについての自己評価については、この指標で確認する。

評価方法
(本指標については後述の新指標案(令和5年度より適用開始)に対して評価方法を検討する)
(本指標については後述の新指標案(令和5年度より適用開始)に対して評価方法を検討する)

緊急時対応組織の実効性の向上に係る評価指標案（令和5年度より適用開始見込み）

区分	No.	指標	基準			評価対象の考え方など	評価方法
			A	B	C		
原子力事業者防災訓練の改善への取組	9-2 【P】	緊急時対応組織の実効性向上に係る年度計画 ①目標設定 ②達成基準 ③継続的改善	（効果的な向上） 緊急時対応組織の実効性の向上の観点から、年度計画について、以下の項目を全て満足する。 ①適度な難易度で設定された中期計画の目標に基づき、年度の目標が適切に設定されている。 ②年度の目標に対する具体的な達成基準が具体的、かつ明確に設定されている。 ③継続的改善に係る仕組みが効果的に機能している。	（限定的な向上） 緊急時対応組織の実効性の向上の観点から、年度計画について、以下の項目が1つ以上ある。 ①容易な難易度で設定された中期計画の目標に基づき、年度の目標が設定されている。 ②年度の目標に対する達成基準の一部が具体的でない、あるいは、不明確である。 ③継続的改善に係る仕組みが十分に機能していない。	（A、B以外） 緊急時対応組織の実効性の維持が目標となっている等。	年度計画は、中期計画に基づき、訓練に参加する緊急時対応組織の範囲、目標、実動訓練の内容等が選定されていることについて、例えば以下を確認する。 ・中期計画に基づき、緊急時対応組織の能力の維持及び能力の向上に資する目標が設定されているか（①目標設定に係る確認）。 ・上記目標の達成基準が具体的に設定されているか確認する（②達成基準に係る確認）。 ・継続的改善に係る仕組みについて、社外の組織からの意見や提言の活用など、改善の余地がないか（③継続的改善に係る確認）。 また、毎年度全ての緊急時対応組織の実動訓練が実施できない場合は、中期計画において、各緊急時対応組織の重要性等を考慮して適切に実施頻度が設定されていることを確認する。	
	9-3 【P】	緊急時対応組織の実動訓練	（フル実動訓練） 中期計画に基づく当該年度計画で実動とした緊急時対応組織の全てが実動する計画である。	（一部実動訓練） 中期計画に基づく当該年度計画で実動とした緊急時対応組織のうち一部が実動する計画である。	（A、B以外） 緊急時対応組織の実動訓練を実施しない計画など。	中期計画に基づき、実動訓練の参加組織あるいは参加者は、実発災時の活動を想定し、広範囲かつ適切に設定されているか確認する。 「広範囲かつ適切に」とは、緊急時対応組織について、中期計画及び年度計画で設定した目標のため、必要な組織が網羅されることをいう。 「全てが実動する計画である」の確認に当たり、社外組織については、この限りではない。 【緊急時対応組織の実動訓練の例】 ①原子力事業所災害対策支援拠点における自社の活動 ②緊急事態応急対策等拠点施設（オフサイトセンター）における自社の活動 ③他の原子力事業所（自社の原子力事業所を含む。）との連携に係る自社の活動 ④原子力緊急事態支援組織との連携に係る自社の活動 ⑤実動省庁（防衛省・自衛隊、警察、消防）との連携に係る自社の活動 ⑥その他、必要な社内外組織との連携に係る自社の活動	
	9-4 【D】	緊急時対応組織の実効性向上に係るより現実的な実動を伴う訓練設定	（臨機応変な対応能力の向上） より現実的な実動を伴うシナリオや状況設定となっており、緊急時対応組織の活動の全てがシナリオ非提示型訓練となっている。	（型通りの対応能力の維持） より現実的な実動を伴うシナリオや状況設定となっており、緊急時対応組織の活動の全て又は一部がシナリオ提示型訓練となっている。	（A、B以外） 当該年度の目標とは関係ないシナリオが設定されている等。	実発災時の活動を想定し、より現実的な実動を伴うシナリオや状況が設定されているか確認する。 ここで、「現実的なシナリオ」には連携する組織間において、上位組織等の意思決定プロセスも含むこととする。ただし、時間的な制約などにより、現実的な連携シナリオが設定できない場合は、部分的な実動訓練を要素訓練として、実施しても良い。 なお、シナリオを予見できる情報（発災前の施設運転状況、地震等の起回事象等といった訓練の前提条件は含まない）が事前演習等も含め全く提示されていない場合をシナリオ非提示とする。	
	9-5 【D】	緊急時対応組織の実効性向上に係る支援活動の実施	（すべて実施） 全て、当初の計画通りに活動が実施された。	（概ね実施） 概ね、当初の計画通りに活動が実施された。	（A、B以外） 当初の計画通りに活動が実施されなかった。 ・コントローラの介入などにより、訓練の中断を要する場合等	実発災時の緊急時対応組織の活動を想定し、訓練が広範囲にわたる組織間において適切な連携の下、計画通りに実施されたか確認する。 ・評価のため、行動内容（計画に実施できたこと、できなかったこと及び新たに見つかった問題）の記録がとられていることを確認する。 ここで、「適切な連携」とは、予め定められた指揮命令系統に基づき、組織内及び組織間が予め定められた手順通りの対応が出来ることをいう。また、手順を超える対応については、期待する行動や連携ができることをいう。	
	11 【C】 【A】	訓練結果の自己評価・分析	（継続的な向上） PDCAを回し、1つ上のレベルに到達し、これを繰り返すことで継続的な向上に繋がっている（スパイラルアップが出来ている）。	（現状の維持） PDCAを回しているものの、現在のレベルを維持している。 ・検証・評価ができていない ・計画で設定した目標と比較し、目標に近づいたのか評価していない ・改善点が見つからない ・改善案が適切ではない ・次のサイクルで目標、課題を設定せずにPDCAサイクルを回す等	（A、B以外） PDCAが回っていない。 ・同様の問題が毎年繰り返し確認されている等	訓練実施及び訓練結果の自己評価において、【C】適切に検証・評価がされ、【A】評価にしたがって改善すべき事項が抽出され、具体的な対策の方針を定めているか確認する。防災訓練実施結果報告書等により確認する。 ①計画された目標の達成基準に基づき適切に評価が行われたか ②改善すべき事項の抽出がされているか（目標未達の成果）目標を下回る成果や新たに見つかった問題について、原因の分析がされているか（目標以上の成果）目標を上回る成果や継続すべき良好な行動について、原因の分析がされているか ③改善すべき事項について、具体的な対策が図られている、あるいは、改善に取り組んでいるか ②については、いわゆる「なぜなぜ分析」等が行われ原因を深掘りして分析されていることを確認する。 なお、訓練実施前に指標1で確認した情報フローについての自己評価、指標9で確認する緊急時対応組織の能力の向上に係る自己評価や改善状況についても、この指標で確認する。 本指標に基づく評価に当たり、悪い点だけでなく、緊急時対応能力の向上に繋げる観点で、良い点についても抽出・分析が行われ、必要に応じて組織間で共有されるかなど確認する。	